

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年10月11日

沼津河川国道事務所長 辛嶋 亨

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局沼津河川国道事務所の既設の宗光寺排水機場（以下「当該設備」という）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、既設設備の機能・性能に影響を及ぼすものであり、修繕による当該設備内の他の部分への影響や分解修繕による内部構造への影響、接続要件のすり合わせなどの検討や対策を含むものである。

既設設備は、当事務所の工事目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初受注者が独自に開発・設計・製作・据付したもので、製作段階で当初受注者固有の構造・形状となっており、装置形状や構成品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備である。

よって、本修繕工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方（以下、「特定予定者」という）とし契約手続きを行う予定としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札（施工能力評価型Ⅱ型）にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和6年度 狩野川宗光寺排水機場ポンプ設備修繕工事
- (2) 工事内容 既設の宗光寺排水機場にかかる修繕工事を行うこと。
なお、詳細は「工事説明書」を参照のこと。
- (3) 対象設備 別紙1「対象設備一覧表」参照。
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和7年9月30日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）の令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち機械設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年

法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 5・6 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。
- ⑥入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑦建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、中部地方整備局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書、技術資料(競争参加資格確認資料)、工事施工内容確認資料(以下「申請書等」という。)を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- ⑧警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑨会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

平成 21 年度以降に元請けとして、引渡が完了した当該設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること(詳細は「工事説明書」参照)。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 21 年度以降に元請けとして当該設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。)

(3) 配置予定技術者について

次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること

- ①主任技術者は、技術士(機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものに限る。))又はこれと同等以上の資格を有する者、もしくは、下記に示す資格を有する者であること。
 - ・「建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第 7 条の三及び国土交通省告示第 1424 号(平成 17 年 12 月 16 日)参照)
- ②上記(2)に掲げる工事(平成 21 年度以降の実績でなくても良い)の経験を有する者であること(品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。)。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを

証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)

- ③配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)があること。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。
- ④配置予定技術者は、現地での工事現場の技術者とする。配置予定技術者は、現地での工事現場の期間に配置できる者であること。なお、工事現場が現地から工場へ移行する時点及び工場から現地へ移行する時点で、配置予定技術者を交代させても良い。
- ⑤技術者の途中交代にあたっては、交代前後における主任技術者の技術力が同等以上に確保されること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること、工事の継続性、品質確保等に支障が無いこととする。

(4) 技術力に関する要件

- ①本修繕工事の主ポンプ設備における交換部品の納入体制を有すること。
- ②主ポンプ分解整備後の実負荷による性能試験を実施する試験場の体制とその試験場で当該主ポンプと同種同規模の性能試験の実績を有すること。
(なお、ここでの同種同規模とは、コラム型着脱式立軸斜流水中モーターポンプで1台あたりの吐出量が毎秒1m³以上であること。)
- ③本修繕工事に係る主ポンプ設備全般の検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
- ④本修繕工事完成後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244-2

沼津河川国道事務所 経理課 契約係

電話：055-934-2002, 電子メール：cbr-keinumaz@mlit.go.jp

②技術関係

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244-2

沼津河川国道事務所 河川管理課 機械係

電話：055-934-2011, 電子メール：ooya-s85aa@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年10月11日(金)から令和6年10月23日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで)

交付場所：上記(1)①に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年10月24日(木) 12時00分

提出場所：上記(1)①に同じ。

電子メール等(着信を確認すること)で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和6年10月21日(月) 16時00分

受付場所：上記（1）①に同じ。

電子メール等（着信を確認すること）で送付すること。

（5）質問の回答日、場所及び方法

回 答 日：令和6年10月22日（火）、23日（水）の2日間

回答方法：上記（1）①において回覧に付する。

（6）参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和6年10月24日（木）

実施場所：上記（1）②に同じ。

（7）審査結果通知予定日

通知予定日：令和6年10月30日（水）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口：4.（1）①に同じ。

（3）詳細は別添資料「工事説明書」による。

別紙 1

対象設備一覧表

(宗光寺排水機場)

NO	設備名称			規格等	備考
1	ポンプ設備	2 号ポンプ	主ポンプ	コラム型着脱式立軸斜流 水中モーターポンプ	